

2012年4月18日  
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
(第219号)

## 財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局、 重大技術装備・設備の生産に係る輸入免税政策を調整 ～新興産業の成長を後押し～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局は2012年3月7日付で、『重大技術装備輸入免税政策の関連目録を調整することについての通達』（財関税[2012]14号、以下、『14号通達』という）を公布し、4月1日より施行しました。『14号通達』は中国政府が2009年より実施している重大技術設備・装置の生産に必要な基幹部品・原材料の輸入免税政策につき、経済構造の調整や産業の高度化を推進し、かつ新興産業の発展を支援する政策に合わせて、輸入免税政策に関連する目録の調整を行ったものです。

中国政府は2009年、『重大技術装備輸入免税政策を調整することについての通達』（財関税[2009]55号）、以下、『55号通達』という』を公布。中国が発展を支援する重大技術設備・装置につき、その生産に必要な基幹部品・原材料を輸入する場合に、増値税・関税を免除する政策を実施しました。輸入免税政策の対象となるのは、『国が発展を支援する重大技術装備および製品目録』（以下、『目録』という）に掲載されている設備・装置の生産に必要な基幹部品・原材料のうち、『重大技術装備および製品の輸入基幹部品、原材料商品リスト』（以下、『リスト』という）に該当するもの。『目録』および『リスト』は2009年の制定以降、2010年4月に改訂<sup>1</sup>されたほか、2010年9月には大型環境保護および資源総合利用設備などに対して<sup>2</sup>、2011年7月には第3世代原子力発電ユニットなどに対して<sup>3</sup>調整が行われていました。この度公布された『14号通達』では、新エネルギーや環境保護といった新興産業の発展需要に合わせて全面的な調整を実施。2012年度版『目録』には大きく17類に分類され、合計165品目の設備・製品が掲載されていますが、このうち28品目が新たに追加され、7品目で条件の緩和などの調整が実施されています。

<sup>1</sup> 『重大技術装備輸入免税政策暫定規定の関連リストを調整することについての通達』（財関税[2010]17号）。『14号通達』の実施に伴い廃止。

<sup>2</sup> 『大型環境保護および資源総合利用設備等の重大技術装備輸入免税政策を調整することについての通達』（財関税[2010]50号）。『14号通達』の実施に伴い廃止。

<sup>3</sup> 『第3世代原子力発電ユニット等の重大技術装備輸入免税政策暫定規定の関連リストを調整することについての通達』（財関税[2011]45号）。『14号通達』の実施に伴い廃止。

この度追加された 28 品目は主に太陽光発電、LED 生産設備、海洋工業設備といった業種で、うち太陽光電池関連の生産設備に係る項目が最も多く、新たに 5 品目が追加され、また LED 生産設備関連では 3 品目が新たに追加されています。

中国・財政部はこの度の『目録』および『リスト』の改訂につき、新興産業を推進するという目的のほか、現状の中国国内の技術水準では製造不可能な重大技術装備の基幹部品も、輸入拡大を図るため、新たに追加したと説明しています<sup>4</sup>。

一方、すでに中国で生産可能な装備・製品や部品については輸入免税政策から削除する方針を明確化。2009 年に公布された『55 号通達』では、『目録』および『リスト』のほか、『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』を制定し、輸入免税政策を享受することができない装備・製品についてもリストを策定していました。この度の『14 号通達』においても、産業の発展情勢に合わせて、当該目録を改訂。一部の輸入設備は一定の条件を満たす場合、関税の免税措置を受けることが可能ですが、『14 号通達』第 2 条では、そうした輸入税収優遇政策の対象となっている設備であっても、『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に該当する場合、免税措置を享受できないとしています（図表 1 参照）。例えば、外商投資プロジェクトの輸入設備は、『外商投資産業指導目録』の奨励類に該当する場合、関税の免除措置が享受可能ですが、『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に該当する場合は、関税免除の優遇措置が享受できないなど、一定の制約が設けられているため、留意が必要です<sup>5</sup>。

**【図表 1】 『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に該当する場合  
免税措置が享受できないプロジェクト・企業**

- ▶ 国が発展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクト。
- ▶ 外国政府借款および国際金融組織借款のプロジェクトに係る輸入設備。
- ▶ 外国投資家が無償で輸入設備を提供する加工貿易企業。
- ▶ 中西部地区の外商投資優位産業プロジェクト。
- ▶ 『税関総署の外商投資に関する輸入税収政策をさらに奨励することに関する通達』（署税[1999]791 号）において定める外商投資企業および外国投資家が設立する研究開発センターが自己保有資金を利用して行う技術改造プロジェクト。

中国政府は産業の高度化を図り、製造業の高付加価値化を促進するため、2011 年から始動した第 12 次 5 年計画にあわせて、『工業のタイプ転換と高度化に関する計画（2011-2015 年）』（国発[2011]47 号、以下、『計画』という）を策定。『計画』は国务院が推進する中長期計画で、工業全体を計画に盛り込むのは、改革開放政策が実施されてから初めてだと言われています。

<sup>4</sup> 新華社 2012 年 3 月 14 日「中国調整重大技術装備進口稅收政策 助力新興產業升級」：  
[http://news.xinhuanet.com/politics/2012-03/14/c\\_111654307.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2012-03/14/c_111654307.htm)

<sup>5</sup> 外商投資プロジェクトの輸入設備に係る免税措置につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 212 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロード可能となっております⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.212.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.212.pdf)

『計画』では工業高度化の重点任務として、①イノベーション能力の増強、②企業の技術改造の強化、③工業の情報化水準の向上、④工業における環境保護・低炭素の発展促進、⑤品質・ブランド戦略の実施、⑥大企業と中小企業の調和の取れた発展促進、⑦工業の空間配置の最適化、⑧対外開放の段階・水準の向上を提示。従来までの粗放的な成長モデルからの脱却を図り、産業の最適化を推進し、持続的発展を志向する内容となっています。また①先端設備製造業の発展、②原材料工業の調整・最適化、③消費財工業の改良・向上、④電子情報産業の核心競争力の増強、⑤国防科学技術の工業現代化水準の向上、⑥工業生産に関するサービス業の発展加速、といった重点分野に関してはそれぞれ発展方向性を明記し、調和の取れた発展モデルを構築しようとする姿勢を見せています（『計画』における主要指標は図表 2 参照）。

【図表 2】 『工業のタイプ転換と高度化に関する計画（2011-2015 年）』における主要指標

類別	指標	2010 年	2015 年	類別	
経済運営	工業付加価値生産額伸び率（％）			[8] <sup>注1</sup>	
	工業付加価値生産額伸び率の上昇（%pt）			2	
	労働生産性伸び率（％）			[10]	
イノベーション	一定規模以上企業 <sup>注2</sup> の R&D 経費支出に占める営業収入比率（％）		>1.0		
	科学技術機関を保有する大中型工業企業の比率（％）		>35		
産業構造	戦略的新興産業付加価値生産額の工業付加価値生産額に占める比率（％）	7	15	8	
	産業集中度（％） <sup>注3</sup>	鉄鋼 10 社	48.6	60	11.4
		自動車 10 社	82.2	>90	7.8
船舶 10 社		48.9	>70	21.1	
工業化と 情報化の 融合	主要産業大中型企業のデジタル設計普及率	61.7	85.0	23.3	
	主要産業重要技術デジタル化率	52.1	70.0	17.9	
	主要産業大中型企業の ERP <sup>注4</sup> 普及率		80.0		
資源節約 環境保護	一定規模以上企業の単位生産額あたりエネルギー消費削減（％）			21	
	単位生産額あたり CO2 放出量削減（％）			>21	
	単位生産額あたり用水量削減（％）			30	
	科学的酸素要求量、二酸化硫黄排出量削減（％）			10	
	アンモニア窒素、アンモニア酸化物排出量削減（％）			15	
	工業固体廃棄物総合利用率（％）	69	72	3	

【注】

1. []内数値は年平均変動率。
2. 本業の年間売上高が 2,000 万元以上。
3. 生産量により算出した産業集中度。
4. エンタープライズリソースプランニング（Enterprise Resource Planning）。

（『工業のタイプ転換と高度化に関する計画（2011-2015 年）』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

この度公布された『14号通達』も、上述のような第12次5ヵ年計画期間中における産業の高度化政策にあわせ、重大技術設備・装置に係る基幹部品・原材料について免税政策を実施し、外国から最新設備、先端技術を導入することにより、技術水準の底上げを図り、工業の高付加価値化を図る狙いがあるのではないかと考えられます。

『14号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局

### 財関税[2012]14号

#### 『重大技術装備輸入税收政策の関連目録を調整することについての通達』

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・工業情報化主管部門、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局、税関総署広東分署・各直属税関、財政部各省・自治区・直轄市・計画単列市駐在財政監察専門人員事務所：

『財政部、国家発展改革委員会、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局の重大技術装備輸入税收政策を調整することについての通達』（財関税[2009]55号）の規定に従い、国内の関連する産業の発展状況に基づき、産業主管部門、業種協会および関連企業の意見を広く聴取した上で、検討を経て、重大技術装備の輸入税收政策に関連する装備および製品目録、輸入基幹部品および原材料目録、輸入において免税としない重大技術装備および製品目録等に対して調整を行うことを決定した。ここに以下のように通知する。

1. 『国が発展を支援する重大技術装備および製品目録（2012年改訂）』（添付資料1参照）および『重大技術装備および製品の輸入基幹部品、原材料商品リスト（2012年改訂）』（添付資料2参照）は2012年4月1日より執行し、規定の条件を満たす国内企業が本通達添付資料1に掲げる装備または製品を生産するために、添付資料2に掲げる商品を輸入する必要性が確かにある場合、関税および輸入段階における増値税の徴収を免除する。
2. 『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録（2012年改訂）』（添付資料3参照）は2012年4月1日より執行する。2012年4月1日以降に認可を受け、『国务院の輸入設備の税收政策

を調整することに関する通達』(国発[1997]37号)を適用または準用し、輸入税収優遇政策を享受する以下のプロジェクトおよび企業につき、本通達添付資料3に掲げる自社用設備ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品は、一律、規定に基づき輸入関税を徴収する。

- (1) 国が発展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクト。
- (2) 外国政府借款および国際金融組織借款に係るプロジェクト。
- (3) 外国投資家が無償で輸入設備を提供する加工貿易企業。
- (4) 中西部地区の外商投資優位産業プロジェクト。
- (5) 『税関総署の外商投資に関する輸入税収政策をさらに奨励することに関する通達』(署税[1999]791号)に定める外商投資企業および外国投資家が設立する研究センターが自己保有資金を利用して行う技術改造プロジェクト。

2012年4月1日より前(4月1日を含まない)に認可を受けた上述のプロジェクトおよび企業が2012年9月30日より前に本通達添付資料3に掲げる設備を輸入する場合、引き続き財関税[2010]17号文書の添付資料3、財関税[2010]50号文書の添付資料3、財関税[2011]45号文書の添付資料3に基づき執行する。2012年10月1日以降(10月1日を含む)に上述のプロジェクトおよび企業が本通達添付資料3の設備を輸入する場合、規定に基づき、一律に輸入租税を徴収する。

3. 2011年に免税資格を取得済の製造企業、都市軌道交通自主化委託プロジェクトの請負業者、原子力発電設備自主化委託プロジェクトの請負業者が、2012年4月1日より前(4月1日を含まない)に基幹部品、原材料の輸入申告を行う場合、引き続き財関税[2010]17号、財関税[2010]50号、財関税[2011]45号文書およびその添付資料の関連規定に基づき執行する。2012年4月1日以降、2011年に免税資格を取得済の企業および事業主が基幹部品、原材料の輸入申告を行う場合、本通達の関連規定に基づき執行する。
4. 本通達添付資料1に掲げる装備および製品に係る輸入税収優遇政策の享受を新たに申請する企業は、2012年3月1日から3月31日までに申請文書を提出しなければならない。これには2012年4月1日から12月31日までの輸入部品および原材料の財貨価額を含む。具体的な申請プロセスおよび要求は、引き続き財関税[2009]55号文書の添付資料『重大技術装備輸入税収政策暫定規定』に基づき執行する。

省級工業・情報化主管部門は規定のプロセスおよび要求に基づき上述の分野における地方企業の申請資料に対して一次審査を行い、かつ2012年4月15日までに申請文書および一次審査意見を一括して工業・情報化部に報告する。

2012年4月1日以降、新たに申請した企業の提出する申請文書が一次審査を経て要求に合致してい

る場合、企業は受理部門が発行する証明文書に基づき、税関に対して、税金担保により関連する部品および原材料の事前通関手続を申請することができる。

5. 国内の関連する産業の発展状況に基づき、本通達添付資料 1『国が発展を支援する重大技術装備および製品目録（2012 年改訂）』の風力発電機（ユニット）およびその関連部品（ベーンポンプ、ギアボックス、発電機）、直流送電・変電設備、交流送電・変電設備等の 3 種の技術規格に対して調整を行った（詳細は添付資料 1 参照）。

上述の風力発電機（ユニット）およびその関連部品などの 3 種の装備を生産する企業で、2011 年に免税に合致する資格を取得している場合、もとの免税資格は 2012 年 3 月 31 日まで有効である。上述の分野において 2011 年にすでに免税に合致する資格の認定を受けた企業が、引き続き 2012 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に重大技術装備の輸入税収優遇政策の享受を申請する場合、2012 年 3 月 1 日から 31 日までに、本通達第 4 条に定める申請プロセスおよび要求に基づき、申請文書を提出しなければならない。省級工業・情報化主管部門は関連部門と共同で、本通達第 4 条の要求に基づき、4 月 15 日までに一次審査業務を完了しなければならない。

6. 2011 年に重大技術装備の輸入税収優遇政策を享受済みのすべての企業は、2012 年 3 月 1 日から 31 日までに財関税[2009]55 号文書に添付されている『重大技術装備輸入税収政策暫定規定』における関連する要求に基づき、優遇政策享受の実施状況報告を送付しなければならない。具体的な書式および要求は本通達添付資料 4『重大技術装備に係る企業の輸入税収政策実施状況報告およびその要求』を参照し、政策享受を申請する企業は厳格に要求に基づき、報告および関連表を記入しなければならない。
7. 2012 年 4 月 1 日以降、以下の文書を廃止する。

- (1) 『財政部、税関総署、国家税務総局の重大技術装備輸入税収政策暫定規定の関連リストを調整することについての通達』（財関税[2010]17 号）。
- (2) 『財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局の大型環境保護および資源総合利用設備等の重大技術装備輸入税収政策を調整することについての通達』（財関税[2010]50 号）。
- (3) 『財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局の第 3 世代原子力発電ユニット等の重大技術装備輸入税収政策暫定規定の関連リストを調整することについての通達』（財関税[2011]45 号）。

添付資料 : 1. 国が発展を支援する重大技術装備および製品目録（2012 年改訂）（略）

2. 重大技術装備および製品の輸入基幹部品、原材料商品リスト（2012年改訂）（略）
3. 輸入において免税としない重大技術装備および製品目録（2012年改訂）（略）
4. 重大技術装備に係る企業の輸入税収政策実施状況報告およびその要求（略）

財政部 工業情報化部 税関総署 国家税務総局

2012年3月7日

添付資料ダウンロード：

添付資料1-3：<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201203/P020120312521597633422.pdf>

添付資料4：<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201203/P020120312521598183838.doc>

【 解説・日本語仮訳：みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

---

**财政部 工业和信息化部 海关总署 国家税务总局**  
**财关税[2012]14 号**  
**《关于调整重大技术装备进口税收政策有关目录的通知》**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、工业和信息化主管部门、国家税务局，新疆生产建设兵团财务局，海关总署广东分署、各直属海关，财政部驻各省、自治区、直辖市、计划单列市财政监察专员办事处：

按照《财政部 国家发展改革委 工业和信息化部 海关总署 国家税务总局 国家能源局关于调整重大技术装备进口税收政策的通知》（财关税[2009]55 号）规定，根据国内相关产业发展情况，在广泛听取产业主管部门、行业协会及相关企业意见的基础上，经研究决定，对重大技术装备进口税收政策有关装备和产品目录、进口关键零部件和原材料目录、进口不予免税的装备和产品目录等予以调整，现通知如下：

- 一. 《国家支持发展的重大技术装备和产品目录（2012 年修订）》（见附件 1）和《重大技术装备和产品进口关键零部件、原材料商品清单（2012 年修订）》（见附件 2）自 2012 年 4 月 1 日起执行，符合规定条件的国内企业为生产本通知附件 1 所列装备或产品而确有必要进口本通知附件 2 所列商品，免征关税和进口环节增值税。
  
- 二. 《进口不予免税的重大技术装备和产品目录（2012 年修订）》（见附件 3）自 2012 年 4 月 1 日起执行。对 2012 年 4 月 1 日以后批准的按照或比照《国务院关于调整进口设备税收政策的通知》（国发[1997]37 号）规定享受进口税收优惠政策的下列项目和企业，进口本通知附件 3 所列自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术及配套件、备件，一律照章征收进口关税：
  - （一） 国家鼓励发展的国内投资项目和外商投资项目；
  - （二） 外国政府贷款和国际金融组织贷款项目；
  - （三） 由外商提供不作价进口设备的加工贸易企业；
  - （四） 中西部地区外商投资优势产业项目；
  - （五） 《海关总署关于进一步鼓励外商投资有关进口税收政策的通知》（署税[1999]791 号）规定的外商投资企业和外商投资设立的研究中心利用自有资金进行技术改造项目。

2012 年 4 月 1 日前（不含 4 月 1 日）批准的上述项目和企业，在 2012 年 9 月 30 日前进口本通知附件 3 所列设备，继续按照财关税[2010]17 号文件附件 3、财关税[2010]50 号文件附件 3、财关税[2011]45 号文件附件 3 执行；自 2012 年 10 月 1 日起（含 10 月 1 日）对上述项目和企业进口本通知附件 3 中设备，一律照章征收进口税收。

三. 2011 年已获得免税资格的制造企业、承担城市轨道交通自主化依托项目业主、承担核电装备自主化依托项目业主，在 2012 年 4 月 1 日前（不含 4 月 1 日）申报进口关键零部件、原材料，继续按照财关税[2010]17 号、财关税[2010]50 号、财关税[2011]45 号文件及其附件有关规定执行；自 2012 年 4 月 1 日起，2011 年已获得免税资格的企业及业主申报进口关键零部件、原材料，按照本通知有关规定执行。

四. 新申请享受本通知附件 1 所列装备和产品进口税收优惠政策的企业，应在 2012 年 3 月 1 日至 3 月 31 日提交申请文件，包括 2012 年 4 月 1 日至 12 月 31 日的进口零部件及原材料货值，具体申请程序和要求仍依据财关税[2009]55 号文件所附《重大技术装备进口税收政策暂行规定》执行。

省级工业和信息化主管部门应按照规定程序和要求对上述领域的地方企业申请材料进行初审，并在 2012 年 4 月 15 日前将申请文件及初审意见汇总上报工业和信息化部。

自 2012 年 4 月 1 日起，新申请企业提交的申请文件经初审符合要求的，企业凭受理部门出具的证明文件向海关申请凭税款担保先予办理有关零部件及原材料放行手续。

五. 根据国内相关产业发展情况，本通知附件 1《国家支持发展的重大技术装备和产品目录（2012 年修订）》对风力发电机（组）及其配套部件（叶片、齿轮箱、发电机）、直流输变电设备、交流输变电设备等 3 类装备的技术规格要求进行了调整（具体见附件 1）。

生产上述风力发电机（组）及其配套部件等 3 类装备的企业，在 2011 年已获得符合免税资格的，原免税资格在 2012 年 3 月 31 日之前有效；上述领域在 2011 年已认定符合免税资格的企业继续申请享受 2012 年 4 月 1 日至 12 月 31 日期间重大技术装备进口税收优惠政策的，应在 2012 年 3 月 1 日至 31 日按照本通知第四条规定的申请程序和要求提交申请文件。省级工业和信息化主管部门应会同有关部门比照本通知第四条要求在 4 月 15 日前完成初审工作。

六. 2011 年已享受重大技术装备进口税收优惠政策的所有企业，应在 2012 年 3 月 1 日至 31 日按照财关税[2009]55 号文件所附《重大技术装备进口税收政策暂行规定》有关要求报送享受优惠政策落实情况报告。具体格式及要求见本通知附件 4《重大技术装备企业享受进口税收政策落实情况报告及其要求》，申请享受政策的企业应严格按照要求填写该报告及有关表格。

七. 自 2012 年 4 月 1 日起，下列文件废止：

1. 《财政部 海关总署 国家税务总局关于调整重大技术装备进口税收政策暂行规定有关清单的通知》（财关税[2010]17 号）；
2. 《财政部 工业和信息化部 海关总署 国家税务总局关于调整大型环保及资源综合利用设备等重大技术装备进口税收政策的通知》（财关税[2010]50 号）；

3. 《财政部 工业和信息化部 海关总署 国家税务总局关于调整三代核电机组等重大技术装备进口税收政策暂行规定有关清单的通知》（财关税[2011]45号）。

- 附件：
1. 国家支持发展的重大技术装备和产品目录（2012年修订）
  2. 重大技术装备和产品进口关键零部件、原材料商品清单（2012年修订）
  3. 进口不予免税的重大技术装备和产品目录（2012年修订）
  4. 重大技术装备企业享受进口税收政策落实情况报告及其要求

财政部 工业和信息化部 海关总署 国家税务总局

二〇一二年三月七日

附件下载： 附件 1-3.pdf

<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201203/P020120312521597633422.pdf>

附件 4.doc

<http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201203/P020120312521598183838.doc>

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。